

## (趣旨)

- 1 クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、熱中症特別警戒アラート発表時に市民、その他の者が暑熱を避けるために開放される施設として、気候変動適応法に基づき市区町村が指定をするものです。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、公共施設のほか、民間施設においても幅広くご協力を賜りたく、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集いたします。

## (指定施設の実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。
  - (1) 各施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示したポスター等の掲示
  - (2) 冷房設備の適切な管理
  - (3) 休憩用のイス、ソファ等の準備（既設の物でも可）
  - (4) 飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

## (応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在し、次の条件を満たすことができる施設とします。
  - (1) 適当な冷房設備を有する施設
  - (2) 市民その他の者に無料で開放できる施設
  - (3) 3人以上の利用者が休憩できるイス、ソファ等を有する施設
  - (4) 施設情報を市のホームページに掲載できる施設
  - (5) 避難者の熱中症予防のための飲食が可能な施設

## (施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することのできる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

## (募集期間)

- 5 募集期間は、毎年2月から9月末までとします。

## (応募方法)

- 6 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メール、電子申請のいずれかの方法によって、つくばみらい市健康増進課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは次のとおりです。

- (1) つくばみらい市健康増進課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (4) 協定の締結
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表 (市ホームページ)
- (6) クーリングシェルターの運用開始

(情報の提供)

8 市は、クーリングシェルターに施設に情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターである旨を表示したポスター
- (2) クーリングシェルターの運営マニュアル
- (3) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供 (メール配信)
- (4) 熱中症予防に関する啓発資料

(その他)

9 その他の注意事項は下記のとおりです。

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2) 利用者の対応は、各施設でお願いします。
- (3) 冷房設備の電気代等は、各施設でご負担をお願いします。

**【応募・問合せ先】**

つくばみらい市健康増進課 熱中症対策担当  
住所：〒300-2422 つくばみらい市古川 1015-1  
電話：0297-25-2100 (直通)  
FAX：0297-52-0990  
Mail：kenkou01@city.tsukubamirai.lg.jp